

インクルーシブスポーツ用具貸出基準

1 目 的

呉市のインクルーシブスポーツの促進を図ることを目的に、インクルーシブスポーツ用具の貸出をします。

2 貸出対象

呉市内に住所を有する個人または団体を貸出しの対象とします。

3 貸出対象物品

貸出対象は、次の物品です。

ただし、モルックを屋内施設で使用する場合は、モルックバンパーを付けて使用してください。

	物品名	セット数
1	カローリング	2セット
2	輪投げ	2セット
3	ラダーゲッター	1セット
4	ストラックアウト	1セット
5	スナッグゴルフ	1セット
6	ボッチャ	2セット
7	フライングディスク	1セット
8	モルック	1セット

4 貸出時期・期間

呉市の事業に支障のない時期に限り貸出すものとし、貸出期間は原則1週間以内とします。

5 貸出申込

用具の貸出を受けようとする方は、貸出期間前までにスポーツ振興課に別紙申請書を提出した後、呉市体育館受付にて、貸出を受けてください。

6 返却等

用具を返却する場合は、呉市体育館受付窓口で、使用した用具等に故障がないかどうかを貸出を受けた方が確認し、返却してください。

また、使用後は用具類の清掃及び点検（破損の有無）をしてください。

7 禁止事項

貸出用具の転貸及び営利を目的としたイベント等での使用は禁止します。

8 使用料

無 料

9 紛失破損

貸出を受けた用具が、貸出中に紛失または破損した場合の損害は、原則として貸出を受けた方の負担とします。

10 事故の免責

用具の使用中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を呉市は負わないものとします。

★インクルーシブスポーツとは★
障害のあるなしにかかわらず、みんなが楽しむことができるスポーツのことです。

【問合せ先】

呉市スポーツ振興課 25-3471